

- 4 退所時特別支援加算 2,097単位  
 注 入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って、指定身体障害者施設基準第2章第2節、第3章第2節又は第4章第2節の規定により旧指定身体障害者療護施設に置くべき従業者のいずれかの職種の者（以下この第2において「旧指定身体障害者療護施設従業者」という。）が、当該入所者に対して退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中1回を限度として所定単位数を加算し、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、通所による入所者が、退所後に他の社会福祉施設に通所する場合にあっては、加算しない。
- 5 訪問支援特別加算  
 イ 所要時間1時間未満の場合 187単位  
 ロ 所要時間1時間以上の場合 280単位  
 注 旧指定身体障害者療護施設において継続して通所による指定旧法施設支援を利用する入所者について、連続した5日間、当該通所による指定旧法施設支援の利用がなかった場合において、旧指定身体障害者療護施設従業者が、施設支援計画に基づき、あらかじめ当該入所者の同意を得て、当該入所者の居宅を訪問して当該旧指定身体障害者療護施設における指定旧法施設支援に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、当該指定旧法施設支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。
- 6 入院時特別支援加算  
 イ 当該月における入院期間（入院の初日及び最終日並びに2の入院・外泊時加算が算定される期間を除く。ロ及び注において同じ。）の日数の合計が7日未満の場合 561単位  
 ロ 当該月における入院期間の日数の合計が7日以上の場合 1,122単位  
 注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な入所者（入所による指定旧法施設支援を受けている者に限る。）が病院又は診療所（当該旧指定身体障害者療護施設の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、旧指定身体障害者療護施設従業者が、施設支援計画に基づき、当該病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他日常生活上の支援を行った場合に、1月につき1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。
- 7 利用者負担上限額管理加算 150単位  
 注 旧指定身体障害者療護施設が通所による入所者について利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。
- 8 栄養管理体制加算  
 イ 栄養管理体制加算(I)  
 (1) 入所定員が41人以上60人以下の場合 24単位  
 (2) 入所定員が61人以上90人以下の場合 17単位  
 (3) 入所定員が91人以上の場合 12単位  
 ロ 栄養管理体制加算(II)  
 (1) 入所定員が41人以上60人以下の場合 22単位  
 (2) 入所定員が61人以上90人以下の場合 15単位  
 (3) 入所定員が91人以上の場合 11単位  
 ハ 栄養管理体制加算(III)  
 (1) 入所定員が41人以上60人以下の場合 12単位  
 (2) 入所定員が61人以上90人以下の場合 8単位  
 (3) 入所定員が91人以上の場合 6単位

- 注1 イについては、次に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た旧指定身体障害者療護施設において、入所による指定旧法施設支援を行った場合に、1日につき入所定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。  
 イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。  
 ロ 入所者の栄養状態を把握し、入所者ごとの栄養計画に従い栄養管理を行っているとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録していること。  
 ハ 入所者ごとの栄養計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じ当該計画を見直していること。
- 2 ロについては、次に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た旧指定身体障害者療護施設において、入所による指定旧法施設支援を行った場合に、1日につき入所定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。ただし、この場合において、イの栄養管理体制加算(I)を算定している場合は、算定しない。  
 イ 常勤の栄養士を1名以上配置していること。  
 ロ 入所者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。
- 3 ハについては、次に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た旧指定身体障害者療護施設において、入所による指定旧法施設支援を行った場合に、1日につき入所定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。ただし、この場合において、イの栄養管理体制加算(I)又はロの栄養管理体制加算(II)を算定している場合は、算定しない。  
 イ 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。  
 ロ 入所者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。
- 9 食事提供体制加算 42単位  
 注 低所得者等である入所者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）に対して、旧指定身体障害者療護施設に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該旧指定身体障害者療護施設の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た旧指定身体障害者療護施設において、通所による指定旧法施設支援を行った場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。
- 第3 旧身体障害者授産施設支援  
 1 旧身体障害者授産施設支援費（1日につき）  
 イ 旧指定特定身体障害者入所授産施設の場合  
 (1) 入所による指定旧法施設支援を行う場合（身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合に限る。）  
 (一) 入所定員が40人以下の場合  
     a 区分A 790単位  
     b 区分B 630単位  
     c 区分C 514単位  
 (二) 入所定員が41人以上60人以下の場合  
     a 区分A 543単位  
     b 区分B 445単位  
     c 区分C 335単位  
 (三) 入所定員が61人以上90人以下の場合  
     a 区分A 495単位  
     b 区分B 381単位  
     c 区分C 302単位